

## 中津川市訓令第2号

### 建設工事等の発注の見通し、入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(平成13年政令第34号)並びに公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(平成18年5月23日閣議決定)に基づき、市が発注する建設工事並びに建設工事に係る設計、測量及び調査等の委託業務(以下「建設工事等」という。)の発注の見通し、入札及び契約に関する情報の公表について必要な事項を定めるものとする。

(発注の見通しに関する事項の公表)

第2条 市長は、毎年4月1日(当該日において当該年度の予算が成立していない場合にあっては、予算成立の日)以後遅滞なく、当該年度に発注することが見込まれる建設工事等(予定価格が250万円を超えないと見込まれるもの及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する建設工事等であって秘密にする必要があるものを除く。)に係る次の各号に掲げるものの見通しに関する事項を公表するものとする。

(1) 建設工事等の名称、場所、期間、種別及び概要

(2) 入札及び契約の方法

(3) 入札を行う時期(随意契約を行う場合にあっては、契約を締結する時期)

2 前項の規定による公表は、次の方法で行うものとする。

(1) 中津川市公式ホームページによる情報の掲示

(2) 情報公開コーナーでの閲覧

3 前2項の規定による公表は、当該年度の3月31日まで掲示し、及び閲覧に供しなければならない。

4 毎年10月1日以後速やかに、第1項の規定により公表した発注の見通しに関する事項を見直し、当該事項に変更がある場合には、変更後の当該事項を公表するものとする。

(入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の公表)

第3条 市長は、次に掲げる事項を適宜公表するものとする。この場合において、第1号及び2号に掲げる事項については、四半期(4、7、10、1月)ごとに、変更後の当該事項を公表するものとする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の1第2項に規定する指名競争入札に参加する者に必要な資格及び当該資格を有する者の名簿

(2) 入札参加有資格業者の経営状況及び施工能力に関する評点並びに等級を定めた区分の基準

( 3 ) 指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準

2 建設工事等( 予定価格が 2 5 0 万円を超えない随意契約及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する建設工事等であって本市の行為を秘密にする必要があるものを除く。)の契約を締結したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を公表するものとする。

( 1 ) 指名競争入札を行った場合における指名した者の商号又は名称及びその者を指名した理由

( 2 ) 入札者の商号又は名称及び入札金額 ( 随意契約を行った場合を除く。)

( 3 ) 落札者の商号又は名称及び落札金額 ( 随意契約を行った場合を除く。)

( 4 ) 予定価格及び低入札調査基準価格又は最低制限価格 ( 随意契約を行った場合を除く。)

( 5 ) 次に掲げる契約の内容

ア 契約の相手方の商号又は名称

イ 建設工事等の名称、場所及び概要

ウ 建設工事等の期間

エ 契約金額

( 6 ) 随意契約を行った場合における契約の相手方を選定した理由

3 前項の建設工事等について契約金額等の変更を伴う契約の変更をしたときは、遅滞なく、変更後の契約に係る同項第 5 号イからエまでに掲げる事項及び変更の理由を公表しなければならない。

4 前 3 項の規定による公表方法は、第 2 条第 2 項を準用する。

5 第 1 項の規定による公表は、当該年度の 3 月 3 1 日まで掲示し、及び閲覧に供しなければならない。

6 第 2 項又は第 3 項の規定による公表は、公表した日の翌日から起算して 1 年間に経過する日まで掲示し、及び閲覧に供しなければならない。

( 報告の責務 )

第 4 条 各課等の長は、指名業者選定結果等について、速やかに契約担当課に報告しなければならない。

2 契約担当課長は、入札執行をした建設工事のうち、設計金額が 3 , 0 0 0 万円以上 5 , 0 0 0 万円未満のものについては、前条第 2 項第 5 号の規定による事項を毎月月末に中津川市議会に報告しなければならない。

3 工事又は製造の請負契約のうち、契約金額が 5 , 0 0 0 万円以上 1 億 5 , 0 0 0 万円未満のものについては、中津川市議会常任委員会 ( 以下「常任委員会」という。 ) に次のとおり報告しなければならない。

( 1 ) 所管部等の長 ( 中津川市議会委員会条例 ( 昭和 3 1 年中津川市条例第 2 2 号 ) 第 2 条の表に規定する所管事項の欄の部等の長をいう。以下同じ。 ) は、報告義務のある請負契約を締結した場合は、当該請負契約後に開催される常任委員会に

別記様式により請負契約の内容等を報告するものとする。

- ( 2 ) 所管部等の長は、前号の規定により常任委員会に報告する場合は、あらかじめその内容について副市長に報告するものとする。
  - ( 3 ) 契約金額の変更の結果、議会への報告額以上になった場合は、変更契約後に開催される常任委員会に第 1 号の規定に従って報告する。
- 4 前 2 項の規定について、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）の適用を受ける水道及び病院の請負契約については、報告義務の必要がないものとする。

#### 附 則

この訓令は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。